2　法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定による変更の届出は、変更届出書を提出して行うものとする。

3　法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更（新たに役員又は令第四条で定める使用人となる者がある場合に限る。）　新たに役員又は令第四条で定める使用人となる者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

三　法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更（事務所の廃止に伴うものを除く。）　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

四　法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者の変更（同項に規定する者が新たに事務所に置かれる場合に限る。）　新たに事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

五　法第五条第一項第十一号に掲げる事項についての変更（定款の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款

六　（略）

（削る）

4　前二項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（準用）

第八十七条　令第十七条第二項の規定により届出特別金融機関等について法第十六条第一項を適用する場合においては、第二十条中「別記様式第八号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

（標準処理期間）

第八十八条　主務大臣は、法、令又はこの命令の規定による主務大臣の許可又は認可の申請が到達してから処分するまでの期間を九十日以内と、法、令又はこの命令の規定による主務大臣の登録の申請が到達してから処分するまでの期間を六十日以内とするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　前項の申請を補正するために要する期間

二　前項の申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　前項の申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

（訳文の添付）

第八十九条　（略）

別記様式を次のように改める。

2　法第四十六条第四項又は令第十条第四項の規定による変更の届出は、変更届出書を提出して行うものとする。

3　法第四十六条第四項又は令第十条第四項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるもの（第一号事業又は第三号事業を行う者以外の者が届出を行う場合にあっては、第七号を除く。）であるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更（新たに役員又は令第三条で定める使用人となる者がある場合に限る。）　新たに役員又は令第三条で定める使用人となる者に係る第五条第一項第三号に掲げる事項を記載した書面

三　法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更（事務所の廃止に伴うものを除く。）　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面、所在地の変更があった事務所に係る第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第三号に掲げる地図及び写真

四　法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者の氏名についての変更（同項に規定する者が新たに事務所に置かれる場合に限る。）　新たに事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第五条第一項第三号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第二号及び第二号の二に掲げる書面

五　法第五条第一項第八号に掲げる事項についての変更（定款の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款

六　（略）

七　第四条第一項第三号に掲げる事項についての変更　新たに対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者に係る第四条第一項第三号に掲げる事項を記載した書面

4　前二項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（準用）

第三十一条　令第十条第二項の規定により信託業務を兼営する金融機関について法第十六条第一項を適用する場合においては、第十六条中「別記様式第七号」とあるのは「別記様式第十七号」と読み替えるものとする。

（標準処理期間）

第三十二条　都道府県知事は、法又はこの命令の規定による主務大臣の許可又は認可の申請があったときは、当該申請を受理した日から主務大臣に到達するまでの期間を原則として十日以内とするよう努めるものとし、主務大臣は、当該申請が到達してから処分するまでの期間を九十日以内とするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

（訳文の添付）

第三十三条　（略）